

# 子どもの権利

第20号

ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会

2022年2月1日

## 「こども家庭庁」創設へ向けた動きと 「子どもの権利基本法」

日弁連子どもの権利委員会人権救済小委員会委員長 柳 優香（福岡県弁護士会）

2021年9月17日に日弁連は「子どもの権利基本法の制定を求める提言」及び別紙「子どもの権利基本法案」を公表しました。

子どもの権利条約（以下「条約」という。）は子どもを権利の主体と位置付け、様々な子どもの権利とその実施のための措置について定めているところ、その実施をモニターする国連子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）は、①差別の禁止（条約第2条）、②子どもの最善の利益の考慮（条約第3条第1項）、③生命・生存・発達の保障（条約第6条）、④子どもの意見の尊重（条約第12条）を条約の一般原則として指摘しています。

しかし、我が国が1994年に条約を批准して、25年以上経ちますが、条約に規定された子どもの権利が実現されているとは言えず、条約の実施は不十分です。児童虐待、自殺、いじめ、体罰、貧困等の状況は深刻で、子どもの成長発達が脅かされている状況にあります。こうした背景には、子どもを一人の尊厳ある権利主体として尊重することが社会全体の共通認識とはなっておらず、子どもの権利主体性を踏まえた対策が講じられていないことがあります。

こうした現状について、委員会も繰り返し勧告を出しており、①子どもに関する包括的法律の制定、②子どもの権利に関する政策の実施に関係している部門横断的並びに国、広域行政圏及び地方のレベルで行われるための明確な任務及び十分な権限を有する適切な調整機関の設立、③条約の実施を監視するための独立した機関の設置を勧告しています。このような状況を踏まえて、日弁連は、条約の国内実施のための子どもの権利基本法の制定（①）、基本法を根拠法とした総合調整機関の設置（②）及び独立

した監視機関（コミッショナー等）の設置（③）の実現を提言しました。

2021年11月29日に内閣官房長官の下に開催された「こども政策の推進に係る有識者会議」が報告書を公表し、同年12月21日には、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」が閣議決定されました。同閣議決定においては、「児童の権利に関する条約に則り」「全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること、こどもに関することは、常に、こどもの最善の利益が第一に考慮されること、こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見をこどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること、全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること」といった基本原則を、今一度、社会全体で共有し、必要な取組を推進することが重要である。」と記され、条約が定める4つの一般原則を子ども施策の基本理念として捉えられている点は画期的です。また、「こどもの意識に関するデータ、こどもや家庭を取り巻く状況に関するデータ、こどもや家庭を支援する機関や団体のデータ、各種統計など、様々なデータ、統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用」と記されており、これまで委員会からも指摘されてきた、統一した子どもに関するデータや政策の効果を評価する指標の開発や、子どもの意見聴取や参画につながることを期待される内容も見受けられます。また、「地方自治体との連携強化」や「NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働」も重要な視点です。基

本方針に書かれた内容が、委員会の勧告と整合する形で実現されることを期待します。

政府は、令和5年度のできる限り早い時期に「こども家庭庁」を創設することとし、第208回通常国会に必要な法律案を提出するとのことです。報道によれば、直前に庁名に「家庭」が入ることとなったようですが、「こども家庭庁」が、委員会が勧告している総合調整機関として機能するためには、子どもの権利に基盤を置いた、子どもの権利を保障するための機関である必要があります。次期通常国会において、「こども家庭庁」の設置法案が審議されることになると思われますが、設置法には、目的や理念として、子どもの権利条約に則ること、4つの一般原則を中心とした子どもの権利保障実現が明記されなければなりません。

また、今回の政府の基本方針は、「こども家庭庁」の創設に関するものであり、子どもに関する包括的法律（基本法）の制定及び独立した監視機関の設置については言及されていません。条約の理念が行政府のみならず司法においても法規範として十分に機能するとともに、我々市民社会に行為規範としても根付くためには、基本法の制定は欠かせません。また、「こども家庭庁」の政策を含めて、条約の実施が実現されているのかを、監視、評価し、改善をしていくための独立した第三者機関がなければ、子どもの権利の全面的尊重は確保できません。子どもの権利条約の実施について、今が最も重要な時期です。日弁連としても提言の内容の実現に向けて引き続き活動していきます。

## 第2回「弁護士によるいじめ防止授業」 経験交流集会の報告

子どもの権利委員会幹事 橋詰 穰（東京弁護士会）

2021年12月7日に、第2回「弁護士によるいじめ防止授業」経験交流集会が開催されました。

初めに、子どもの発達科学研究所（主席研究員）の和久田学氏に「いじめ予防の実現」をテーマに基調講演をいただきました。思春期は脳の発達のバランスが不安定でいじめや問題行動が現れやすいこと、学びとは「半永続的な行動の変化」であり、いじめ予防はいじめ行動を減らすより適切な行動に置き換えるとの発想が大切であること、その行動の変化に

は「知識」「スキル」「意欲」が必要で、いじめの定義や影響、SNSの危険性などの情報を伝え、問題解決方法を提示し、学校風土を向上させる必要があること、ゲストティーチャーは閉鎖的な学校に「社会」を取り入れ、法を遵守し人権を尊重する環境作りにつながるなどのお話をいただきました。

会員からの実践報告では、第二東京弁護士会で取り組むSNS（LINE）によるいじめケースを扱ったロールプレイ型授業でのディスカッションの様子や、

大阪弁護士会が使用する授業の事前事後のアンケートや広報用のパンフレットなどが紹介されました。パネルディスカッションでは、「学校との授業連携に向けた課題」をテーマに、学校や教員との連携の在り方、弁護士に期待される授業内容、授業後の効果測定の方法などについて意見が交わされました。

全体を通して、いじめ予防だけでなく子どもの問題全般に役立つ内容が多く、大変有意義な経験交流集会となりました。